

◇気象警報発表時の対応について◇

令和2年7月15日改定

岐阜県立八百津高等学校

- 1 登校前に、学校所在地（八百津町）、通学経路地域、各自の居住地のいずれかに、気象警報（「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」「大雪」）、特別警報が発令されている場合、解除があるまで自宅で待機する。
- 2 登校途中に警報が発令された場合 [命を最優先した行動をとる]
帰宅と登校、状況によっては公共施設への避難など安全な行動を選択する。[どんな場合も必ず学校に連絡する]
- 3 登校後に警報が発令された場合 [帰宅後は必ず学校に連絡する]
 - (1) 学校の指示があるまで校内で待機する。
 - (2) 学校の指示により帰宅、または保護者の迎えを待つ。
- 4 八百津町の警報が解除された場合
 - (1) 始業時刻の2時間前（6時40分）までに解除された場合 → 平常授業
 - (2) 午前11時までに解除された場合 → 解除の2時間後をめぐりに授業開始
 - ①開始時間を「すぐメール」で連絡します。必ずメール確認をすること。また、メール確認が不可能な場合は電話で問い合わせいただいても結構です。
 - ②バスや電車の運行状況、通学経路の安全性等を確認した上で登校する
 - ③バスや電車が止まった場合や危険が大きいと考えられる場合、自宅で待機する。
この場合、必ず学校に連絡する
 - (3) 午前11時以降に解除された場合 → 当日の授業は中止（休校）
 - (4) 上記の（1）（2）の時刻において、各自の居住地及び通学経路地域の警報が解除されない場合
→ 自宅で待機し、警報が解除され次第、通学経路の安全等を確認した上で登校する。
- 5 警報が発表されていなくても危険性が高いと判断される場合 [必ず学校に連絡する]
 - (1) 警報が解除された場合でも登校に危険があると判断される場合、または警報が発表されていなくても登校中に警報が発表されることが予想され登校に危険があると判断される場合は、自宅で待機し、その旨を学校に連絡すること。
 - (2) 警報が発表されていなくても、危険が高いと判断される場合は、授業の開始を遅らせたり、休校とすることがあります。その場合は、「すぐメール」にて連絡するので学校からのメールには注意をしてください。

